

東浦町 景観条例の廃止について 再議で



本定例会において、議員発議により「東浦町景観条例の廃止について」が提出され、12月20日に賛成8人、反対7人で原案可決された。

なお、法律により、町長がこの内容に対して正当な理由がある場合、臨時会を招集し、再審査をすること(再議)ができるため、12月26日に令和元年第5回臨時会を招集した。

再議では、出席議員の3分の2以上(出席議員16人ならば11人の賛成があると条例廃止となるが、賛成9人、反対7人)で否決となり、景観条例は廃止されないこととなった。

東浦町景観条例とは?

平成28年4月に策定された景観計画に実効性をを持たせるため、平成28年12月議会でも可決され、平成29年4月から施行された条例。

発議の内容は?

廃止に当たった際の提出者の提案説明としては、主に2点。

1 点目は、外壁の色彩の値等を制限する「景観形成基準」を定める「景観形成ガイドブック」が平成28年4月に作成されてはいたが、配布されたのは平成29年2月であり、平成28年12月議会の条例審議の際には配布されていなかったため、適切な審議ができなかった。

2 点目は、景観を主張することにより、新築・改築時等に建物の外壁色等を景観に配慮した色彩にするよう住民および事業者にお願しているが、合意形成が図られず、難しい状況である。



▲景観形成重点区域候補の
明徳寺川周辺

東浦町景観条例及び 東浦町景観規則に係る 事務検査に関する決議

12月4日に議員発議により、決議案として提出され、同日に全員賛成で可決された。

12月11日の経済建設委員会において、議員6人が事務検査を実施した。

内容は?

景観条例が施行された平成29年4月1日以降の2年半で、景観に関する書類の手続き等、どのような運用がされているのかを確認した。

特に事業者等は、工事等の着手前の段階で必要な書類として、1回目に事前協議書、2回目に景観計画区域内における行為届出書(以下「届出書」という。)を町へ提出しなければならぬ。届出書は全部で91件あり、そのうち53件を検査した。

検査の結果は?

検査の中で、事前協議書の提出後に、町からのお願により様々な内容が変更されていた。

変更内容は、外壁仕上げの仕様、外壁の色彩、敷地の緑化、樹木の種類等であった。

また、事前協議書と届出書では、事業者等の工事着手予定日が遅くなったものも見受けられた。

なお、条例で定められている町からの助言・指導・勧告は行ったことがないとのことで、関連書類は存在しなかった。

議する大きな要因となった。

景観条例制定後、議会として何をしてきたか。

平成31年3月議会で景観計画変更業務委託料の予算をゼロに修正可決、会派としては、毎年の町長への予算要望で景観計画見直しを要望してきた。

景観形成ガイドブックが条例制定後に配布されたことが問題なら、なぜ配布された時に審議のやり直しをしなかったのか。

その際は、考えが及ばなかったため。

提出者は、3年前に理念条例という言葉をもとにどのように受け止めたのか。

理念であるため、細かい色彩や、規制はしないことと受け止めた。

経済建設委員会での 議員同士の質疑内容です。

景観条例廃止発議に至った経緯は。

住民から景観条例、景観計画の廃止を求め、署名運動があった。これは住民の直接的な廃止の意思であり、発

賛成

住民の声を尊重した

景観づくりを

親和会 山下享司議員

住民の声を尊重し、行政に反映させることが議員の責務であり、景観条例に対し、多くの住民が不信任を持ったその思いを真摯に受け止めた。

3年前、行政は理念条例を強調したが、今では規制条例とも受け取れる。本町の100年後が本場に素晴らしい景観になるならば、これだけ多くの住民から反対されることは考えられない。

条例を「正す」のは、議員の務めであり、今正さないで手遅れになることを危惧する。

今進めている景観が、町長自身が思い描く100年後の景観イメージと合っているのか、少しでも違うならば、自ら歯止めをかけ、白紙に戻すことを考えてはどうか。

賛成

住民の声に耳を傾ける

景観条例に

庶民倶楽部 山田眞悟議員

本町の景観条例は平成28年12月議会に理念条例として上程されたにも関わらず、今では「がんじがらめ」の規則尽くめで進行していることを指摘しておく。

町長は「住民の皆さんとの合意形成を図りながら景観まちづくりを進めます」と述べているものの、本条例の下では残念ながら住民との合意形成を忘れてまま事業が進められている。

景観条例廃止の発議は大変良い教訓となった。議会の一部会派の極めて政治的な動きとして捉えるのではなく、住民の声に耳を傾ける政治に捉えていただきたいことを願って、賛成討論とする。

賛成

景観条例の抜本的な

整備・充実が必要

日本共産党ひがしうら 杉下久仁子議員

提案理由の「必要性が低い」との認識とは別として、意見を述べる。

①策定当時、理念的なものと捉え賛成した。

しかし、施行からの実態を調べる中、運用に細かな範囲の助言・指導・規制があると分かった。

これまでの実態を考えると、今後、景観計画と規則の大幅な改変による、景観条例の抜本的な整備・充実が必要と考えた。

②事前協議から行為の届出までの公文書化を求める。

③住民から町長・議会へ提出された「東浦町景観条例の廃止を求める要望書」を重く受け止める。

④利害関係者の意見を聞く姿勢に欠けている。以上の観点から、賛成討論とする。

反対

廃止の根拠が分からない

清流会 前田明弘議員

東浦町景観条例は、平成28年第4回東浦町議会で審議され、住民代表である議員全員で本町の将来を真剣に考え、真摯に判断して賛成多数で可決し、制定したものである。

運用から3年しか経過していないのにも関わらず、「景観条例の必要性が低いと判断した」という一行の提案理由で、条例廃止の発議が出された。

提案者に対し、本会議や経済建設委員会等で数多くの質疑があったが、提案理由に全くつながらないばかりか、何一つ合理的な理由が示されなかったため、景観条例を廃止する根拠が分からない。以上のことから、反対討論とする。

反対

景観まちづくりは住民に

寄り添い合意形成を

田崎守人 田崎守人議員

東浦町景観条例の廃止について、提出者から示された提案理由は、「景観条例の必要性が低いと判断したため」とのこと。

「景観条例の必要性が低いと判断したため」ということについての説明および質疑で「その根拠は、終始・不明瞭」であった。

従って、景観条例を廃止するに至らないと判断した。

以上のことから、反対討論とする。

反対

条例廃止で全ての開発行為が届け出の対象に!

無所属 大川晃議員

条例では、大規模開発行為のみ届け出が必要と定めており、条例のみを廃止すると一般住宅等を含む建築物等、全ての開発行為が届け出対象となり、住民の負担が増える。

運用では、書類の事務検査において、景観条例が不要との判断にはつながらなかった。

景観形成重点区域候補地区との意見交換会で、実施ありきと誤解されるような説明がされたことは今後の反省とし、条例廃止の署名は大変重く受け止めるべき。

今まで規制できなかった太陽光発電設置について協議できるようになったこと等、条例制定のメリットもある。住民にとって利点がないため、反対討論とする。